

〔平成22年9月24日
研究所会議決定〕
最終改正 令和7年3月19日

令和7年3月4日決定「情報・システム研究機構 研究データ管理・公開ポリシー（基本方針）」第6項に基づき、本基本方針を国立極地研究所における「情報・システム研究機構 研究データ管理・公開ポリシー（実施方針）」として位置付ける。本方針に定めるもののほか、研究データの管理・公開の実施に必要な事項は、別に定める。

1. 趣旨

国立極地研究所（以下、研究所）はその設置目的に沿った活動の上で得られたデータを適切に利用し、管理・公開する責任を負っている。南極域での観測によって得られたすべての科学的データは、南極条約の理念に沿って実行可能な最大限度において、結果を交換し、自由に利用することができるようにすることが義務となっており、またそれ以外の極域研究観測のデータについても、同様に、すみやかに公開することが求められている。研究所は日本における極域研究観測データセンターの機能を果たすため、データ・試資料の提供、公開を行っている。

2. データ・試資料の定義

データ・試資料とは、研究所が行う研究観測活動によって取得された観測データ・試資料およびこれらに派生して取得された学術データを指す。

3. データ・試資料の帰属

研究所が行う研究観測活動によって取得されたデータ・試資料は、特別な取り決めがある場合を除き、研究所に帰属する。

4. データ・試資料の知的財産としての取扱い

データ・試資料のうち、知的財産として保護すべきものは、研究所が指定することとし、その取扱いは、研究所が定める知的財産に関する基本方針に従うものとする。

5. データ・試資料の管理、保管及び活用

研究所は、科学的・教育的利用のため、国内外の研究機関及び研究者などがデータ・試資料を利用できるように、適切に管理・保管するとともに、迅速かつ円滑に提供するように努めている。観測等によって取得されたデータ・試資料は、データ・試資料を取得した者（一次取得者）がデータの整理、処理を行った後、センター等において適切に保管、管理、公開される。

6. データ・試資料の公開

データ・試資料は、一次取得者が必要な処理を行ったのち、原則として公開するものとするが、国際的な観測協定等に従って取得されたもの、あるいは共同観測者またはコンソーシアム等の協定に従って取得された場合は、そこで決められたデータ公開の協定に従うものとする。

6.1. データ・試資料の公開の猶予

一次取得者には、それらを公開するために必要な処理（補正、品質、管理等）を含め、自らの研究成果（論文等）を作成するため、一定期間、優先的に使用できる権利（公開猶予等）が与えられる。その公開猶予期間終了後、研究所はすみやかにそれらを公開する。

6.2. 貴重データ・試資料等の取扱い

再取得が困難なデータ・試資料等については、公開が制限される場合がある。

7. 免責

研究所が提供及び公開するデータ・試資料の利用に伴い生じる一切の損害については責任を負わない。研究所は、予告なしに情報の変更・削除・提供中止をすることがある。